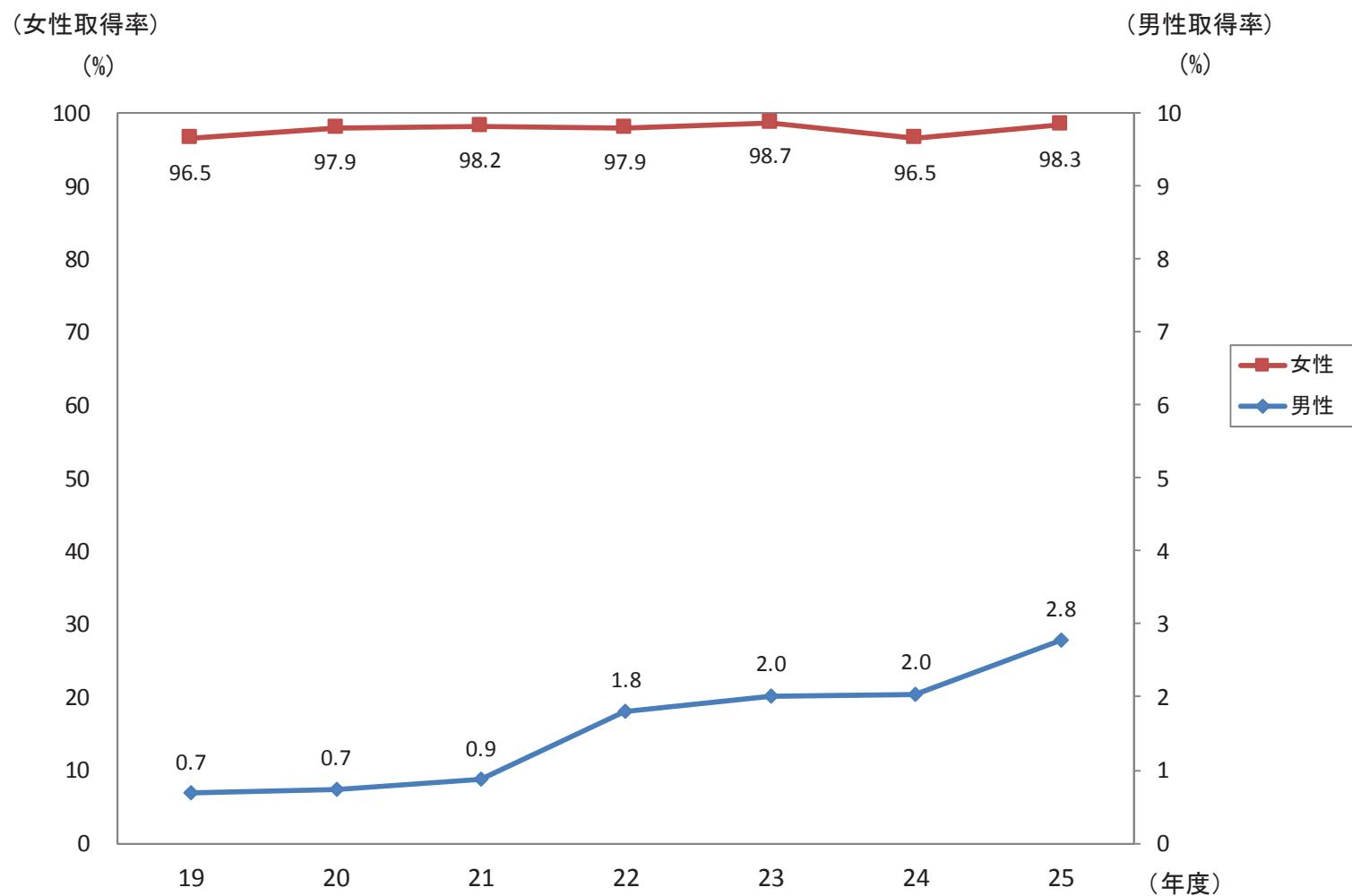


国家公務員の育児休業取得率の推移



- ※ 出典：「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」（平成 26 年 12 月 19 日人事院・内閣官房内閣人事局）
- ※ 民間の育児休業取得率（平成 25 年度） 男性 2.03%、女性 83.0%
(出典：「平成 25 年度雇用均等基本調査（確報版）」（平成 26 年 8 月 19 日厚生労働省）)

国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針（抜粋）

平成 26 年 10 月 17 日
女性職員活躍・ワークライフバランス
推進協議会決定

II. 職員の仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進のための二つの改革

2. 育児・介護等と両立して活躍できるための改革

仕事と家庭の両立支援制度の導入は進んでいるものの、制度等を利用しながら職員がワークライフバランスを実現しつつ活躍していくためには、いまだに障害のある場合も多い。このため、男女問わず職員の状況に応じたきめ細かい対応や配慮を行うこと等により、全ての職員が活躍できる職場環境を整備する必要がある。

（1）男性の家庭生活への関わりを推進

男性職員の家庭生活（家事、育児、介護等）への参画促進は、女性職員の活躍促進のためにも不可欠であり、男性職員のワークライフバランス推進の観点からも重要である。しかし、男性の仕事と育児や介護との両立について、管理職員の十分な理解がないケースも見られ、一層の理解促進を図る必要がある。

① 男性の家庭生活への関わり推進に係る雰囲気の醸成

- ・ 各府省等の大臣や事務次官、官房長等や人事担当部局から男性職員の家庭生活（家事、育児、介護等）への参画促進に向けた明確なメッセージを発出するとともに、管理職員等に対する意識啓発のための取組を行う。【各府省等】
- ・ 一部の府省等では既に「育児シート」が導入されているが、男性職員について、育児等に係る状況（出産予定日、配偶者の状況、保育の状況等）や両立支援制度の利用についての意向を記入・提出して把握する仕組みを設けること等により、管理職員や人事担当部局がきめ細かく男性職員の状況を把握し、育児休業等の取得を呼び掛ける。【各府省等】

② 育児休業、休暇等の取得の推進

- ・ 男性職員や管理職員に対する両立支援制度（配偶者出産休暇、男性職員の育児参加のための休暇を含む。）の周知等により、男性職員の両立支援制度の活用を図る。特に、各府省等において、第3次男女共同参画基本計画に定める政府全体の目標（13%以上）を踏まえた男性職員の育児休業取得率の目標に加え、男性職員の配偶者出産休暇、育児参加のための休暇についても新たに目標を設定（全ての男性職員が両休暇合計5日以上取得することを目指す）し、強力に取得促進を図る。
【各府省等】
- ・ 男性職員の育児休業等取得促進に係るハンドブックを作成する。【内閣人事局】